

河南町建設工事等指名競争入札実施要綱

（目的）

第1条 河南町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）、地質調査、測量及び設計監理等及び物品買入等（以下「工事等」という。）の調達に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条に定める指名競争入札による入札を行う場合のうち、郵送方式によって実施する入札については、この要綱の定めるところによる。

（対象案件）

第2条 この要綱の対象となる工事等（以下「対象案件」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものであって、町長が必要と認めるものとする。ただし、対象案件の性質、目的その他特別の理由により当該入札に適さないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 予定価格が150万円を超える財産の買入れ
- (2) 予定価格が80万円を超える物件の借入
- (3) 予定価格が100万円を超える役務の提供
- (4) その他町長が必要と認める工事等

（指名通知）

第3条 町長は、指名競争入札を行おうとするときは、河南町財務規則（昭和63年河南町規則第2号）127条の規定による入札者の指定（以下「指名」という。）を行わなければならない。

2 指名の通知（以下「指名通知」という。）は、ファクシミリその他、適切な方法により行うものとする。

3 指名通知は次の各号に掲げる事項を記載しなければならない

- (1) 入札（開札）の場所及び日時
- (2) 入札概要を示す場所及び日時
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 予定価格に関する事項
- (6) 最低制限価格を設定した場合における最低制限価格に関する事項

(7) その他入札について必要な事項

- 4 第2項に規定する指名通知を行う日は、原則として毎月9日とする。ただし、その日が河南町の休日を定める条例（平成元年河南町条例第31号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直前開庁日とする。

（受領確認）

第4条 指名を受けた者（以下「指名業者」という。）は、電子メールその他適切な方法により、指名通知を受領した旨を契約検査担当課へ通知しなければならない。

（入札概要を示す場所及び日時）

第5条 第3条第3項第2号に規定する入札概要は、河南町ホームページに掲載する方法により示すものとする。

- 2 前項の掲載を行う日は、原則として毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌開庁日とする。

- 3 入札概要等を販売の方法により配付するときは、入札参加者は、町が指定する場所で入札概要等を購入しなければならない。

- 4 前項に規定する入札概要等の購入に係る費用は、入札結果にかかわらず、指名業者の負担とする。

（入札参加資格）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、指名競争入札の参加資格を有しないものとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 町の有資格者名簿に登載されていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。ただし同法の規定による更生計画が認可されている者を除く。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし同法の規定による再生計画が認可されている者を除く。
- (5) 指名通知の日から入札（開札）の日までの期間において、次のいずれかに該当する者

ア 河南町建設工事等入札参加停止要綱（令和3年河南町告示第54号。以下「指名停止要綱」という。）の規定による入札参加停止期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

イ 河南町が行う契約からの暴力団等排除に関する措置要綱（平成25年河南町

告示第122号。以下「暴力団排除措置要綱」という。)の規定による入札等排除措置期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ウ 本町との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、指名通知の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(6) 河南町議会議員（以下「議員」という。）が実質的に経営に携わる法人並びに議員が役員と同程度の執行力と責任を有する事業者等（河南町政治倫理条例（平成20年河南町条例第15号）第2条第2号に規定する事業者等をいう。以下次号において同じ。）に該当する者

(7) 議員の配偶者もしくは1親等以内又は同居の親族が経営する事業者等に該当する者

(8) 前各号に掲げるもののほか、対象案件毎に定めた要件を満たしていない者
(指名業者の決定)

第7条 指名業者は、対象案件ごとに河南町入札参加業者資格審査会の議を経て町長が決定するものとする。ただし、副町長及び部長等の専決に属する契約の指名業者は専決する者が決定する。

(質問及び回答)

第8条 指名業者は、入札概要等に関して質問があるときは指定された期日及び方法により質問書を提出するものとする。

2 前項の質問に対して町民情報公開コーナー及び河南町ホームページにおいて閲覧の方法により回答する。

(入札書等の郵送方法)

第9条 指名業者は、次に掲げる書類（以下「入札書等」という。）を一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、入札概要で示す配達指定日に契約検査担当課に到着するように、配達日指定郵便で郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する費用は指名業者の負担とする。

(1) 入札書

(2) その他入札概要で定める書面

2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、入札概要に定める方法により作成した封筒に入札書等を入れ、封かんし、必要事項を記載するものとする。

3 郵送された入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 入札書等の郵送後においても、入札（開札）日の前日までは入札の辞退を認めるものとする。

5 前項の場合において、辞退する者は入札を辞退する旨を書面で表し、これを町長に提出しなければならない。

6 入札を辞退した者に対しては、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱をしてはならない。

（入札書の受領等）

第10条 契約検査担当課の長は、前条により郵送された封筒を受領したときは、特殊文書処理簿（様式第1号）に必要事項を記入した後、開札時刻まで厳重に保管するものとする。

（開札）

第11条 開札は、あらかじめ指名通知書で指定した日時及び場所において行うものとし、開札時に入札参加者が立ち会わないときは、令第167条の8の規定により当該入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 開札立会人は2名以内とし、当該開札終了後、開札確認書に署名を行うことにより、公正かつ適正な開札であったことを確認するものとする。

3 開札事務従事者及び開札立会人以外の者は、開札会場に入場できない。ただし、河南町建設工事等入札傍聴要領（平成20年河南町告示第7号）の規定に基づき傍聴を認められた者は、この限りでない。

4 開札事務従事者は、開札の前に入札参加資格について簡易な審査を行うものとし、その結果、次条各号のいずれかに該当して入札参加資格がないと認められた者が行った入札については無効とする。

5 入札回数は、1回とする。

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

(1) 指名業者でない者のした入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 入札に関する条件に違反する者のした入札

(4) 第9条第1項及び第2項に規定する方法によらない入札

(5) 競争入札の心得（平成20年河南町告示第8号）に違反する者のした入札

- (6) 代理人のした入札
- (7) 封筒に差出人の記載がない入札
- (8) 内訳書の提出が必要とされた入札において、内訳書を提出しない者がした入札又は、内訳書と入札書の記載金額が異なる入札
- (9) 入札書等の入った封書の引渡しがされなかった入札
(落札者の決定)

第 13 条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合にあっては、最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

2 落札者となるべき最低の価格で入札した者が 2 者以上の場合は、令第 167 条の 13 において準用する第 167 条の 9 の規定により、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 落札者がいない場合は、再度指名の上、後日改めて入札を行う。ただし、町長が必要と認める場合は、随意契約ができるものとする。

(くじの方法)

第 14 条 前条第 2 項のくじの方法は、次のとおりとする。

- (1) 指名業者は、あらかじめ入札書に任意の 3 桁の数字（以下「くじ用数字」という。）を記載する。
 - (2) 開札立会人により 3 桁の乱数を抽選で決定する。
 - (3) 同価格で入札した者のくじ用数字にそれぞれ乱数を加えた下 3 桁の数字をくじ値とし、くじ値が最小値の者のくじ番号を 0 として、有資格者名簿の業者番号の昇順にくじ番号を付す。業者番号が最大の者までくじ番号を付したとき、くじ番号を付していない者がある場合は、業者番号の最小の者に戻り残りの者に続けてくじ番号を昇順に付す。
 - (4) 同価格で入札した者の入札書に記載されているくじ用数字の合計に第 2 号で決定した乱数を加え、同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を落札者とする。
 - (5) 前 2 号の場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないとき、又はくじ用数字の記載が不鮮明であるときは、くじ用数字を 0 とみなすものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別にくじの方法を定めた場合は、その定めによるものとする。

(契約書の提出)

第15条 契約書を作成する場合には、落札者は契約書に記名押印のうえ、落札決定の日から5日(休日を含まない。)以内に提出しなければならない。ただし、本町の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者は、前項に定める契約書の提出と同時に、河南町暴力団排除条例(平成25年河南町条例第21号)第8条第2項に規定する誓約書を提出しなければならない。ただし、契約金額が500万円未満の場合は提出を省略することができる。

3 落札者が第1項に定める期間内に契約書及び誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

4 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができる。

(1) 入札参加停止要綱の規定による入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者

(2) 暴力団等排除措置要綱の規定による入札等排除措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者

(3) 本町との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

5 前項の規定により契約を締結しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保はこれを還付しない。

6 前項の場合において、落札者が入札保証金を免除された者の場合は、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。

(仮契約)

第16条 河南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年河南町条例第9号)第2条又は第3条の規定に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決がなされたときをもって本契約となる。

2 開札の日から本契約締結の日までの期間において、落札者が前条第4項各号のいずれかに該当した場合は、仮契約を締結しないこと又は仮契約の解除を行うことができる。

3 前項の規定により仮契約を締結しないとき又は仮契約を解除したときは、違約金として落札者から落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。

(入札の中止等)

第17条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入札を中止又は延期することができる。

(1) 指名業者に連合その他不穏な行動があり、公正な入札の執行に支障があると認められる場合

(2) 災害その他やむを得ない特別の事情がある場合

2 前項の規定による入札の中止又は延期により、入札参加者に損害が生じても、本町はその損害を補償しないものとする。

(入札結果の公表)

第18条 町長は、落札者が決定した場合は、入札結果を町民情報公開コーナーにおいて公表する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、指名競争入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。(平成25年11月22日告示第126号)

(経過措置)

2 この要綱の施行前に行われた郵送方式による指名競争入札における行為については、この要綱の規定によりなされた行為とみなす。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。